

**【受付会場】**  
市民会館第1会議室（2階）

**【受付時間】**  
◇午前9時～11時  
◇午後1時～4時  
（土・日・祝日は休み）

# 所得税の還付申告はお早めに 市民会館では 2月1日（水）から

**還付申告をする人へのお願い**  
確定申告が始まる2月16日（木）以降は大変混雑が予想されます。医療費の明細など、できるだけ記入の上、早めにお越しください。

## 医療費控除

昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。

### 医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{平成23年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{てんされる金額} \\ \text{※} \end{array} = \text{A}$$

$$\text{A} - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

確定申告をしなくてもよい人でも、給与や年金等から源泉徴収された所得税額が本来課税される所得税額よりも多いときは確定申告をすると、納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といいます。

米子税務署での還付申告の受付は始まっています。確定申告が始まると混み合いますので、早めに申告しましょう。

- ※保険金などで補てんされる金額とは  
健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など
- 対象となる主なもの
  - ◇医師または歯科医師による診療または治療の費用
  - ◇入院費（食事代を含む）
  - ◇治療または療養に必要な医薬品の購入費
  - ◇医師の処方に基づく治療のためのマッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復による施術費
  - ◇主治医の証明を受けた介護用おむつの購入費
  - ◇介護保険サービスを利用した場合の領収書に記載されている医療費控除相当分
  - 対象とならない主なもの
  - ◇インフルエンザ等の予防接種の費用
  - ◇美容整形の費用
  - ◇疾病予防、健康増進のための医薬品の購入費
  - ◇通院時の自動車のガソリン代、駐車料金
  - 必要な書類
  - 医療費の領収書、おむつ使用の場合は、おむつ代の領収書およびおむつ使用証明書
  - ※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額

### 還付申告（確定申告）に持参するもの

- ◇印章
- ◇源泉徴収票
- ◇生命保険料の支払い証明書など各控除額のもの
- ※還付金の振込先となる申告者本人名義の口座番号を記入する箇所があります。

### 住宅に関するその他の特別控除

- 次の控除は住宅借入金等特別控除の要件とは異なる場合がありますので、事前に米子税務署で要件や必要書類等を確認してください。
- ◇特定増改築等住宅借入金等特別控除
  - ◇認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除
  - ◇住宅耐震改修特別控除
  - ◇住宅特定改修特別税額控除
  - ◇認定長期優良住宅新築等特別税額控除

### 市県民税の住宅借入金等特別税額控除

平成11年～18年、21年～25年までの間に居住し、所得税の住

記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので、詳しくは各施設にお尋ねください。

●申告の際の注意  
医療費控除を受ける際は、治療を受けた人ごとの病院別に集計した明細書（封筒）が必要です。



## 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて

- 要件
- ◇住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居している
- ◇床面積が50平方メートル以上の家屋
- ◇家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用している
- ◇新築等のための借入金（家屋を新築等するために取得した住宅敷地用土地の借入金も含む）の返済期間が10年以上
- ◇合計所得金額が3千万円以下
- ◇入居した年および前後2年以内「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などを受けていない
- ◇増改築の場合、工事費用が100万円を超えている
- 必要な書類
- ◇住民票の写し
- ◇家屋・土地（家屋とともに土地を取得した場合）の登記簿謄本
- ◇借入金の年末残高等証明書
- ◇請負（売買）契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類（印紙が貼ってあるもの）の写し
- ◇増改築の場合は、建築確認証・検査済証の写しまたは建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

### 扶養控除制度が 変わります

平成22年度の税制改正により、「扶養控除」が一部改正され、所得税は平成23年分から住民税は平成24年度から適用されます。

控除対象扶養親族の年齢	現行の控除額		改正後の控除額	
	所得税	住民税	所得税	住民税
16歳未満	38万円	33万円	控除対象外	
16歳以上19歳未満	63万円	45万円	38万円 (上乗せ部分 25万円廃止)	33万円 (上乗せ部分 12万円廃止)
19歳以上23歳未満	変更なし（所得税：63万円、住民税：45万円）			

- 年少扶養控除の廃止  
子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る扶養控除が廃止されます。
- 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止  
特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除は、高等学校の授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。
- ※19歳以上23歳未満の特定扶養控除は現行通りです。

### インターネットで 所得税の確定申告書 が作成できます



国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、申告書を作成することができますので、印刷をしてそのまま提出してください。

●国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

### ❖問い合わせ先

- ◇米子税務署 (☎ 32 - 4121)
- ◇税務課市民税係 (☎ 47 - 1017)